

第5章

地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取り組み

1. 介護予防の推進と日常生活支援体制の整備

(1) 介護予防事業の推進

【現状と課題】

本市では、在宅介護支援センターが、介護予防ボランティアなどとも連携しながら、各地区で介護予防意識啓発講座を開催しているほか、チラシや市のホームページなどを活用して介護予防の普及啓発に努めています。新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、対面での啓発が難しい状況が続きましたが、動画配信などにより自宅で行える介護予防の紹介を行うなど、さまざまな工夫をしながら介護予防の普及啓発を進めてきました。

また、身近な地域で継続的に取り組める「通いの場」が重要となることから、地域包括支援センターが「いきいき百歳体操」に取り組む団体の活動立ち上げの支援を実施するとともに、市社会福祉協議会が「ふれあいいきいきサロン」の育成・支援を進めてきました。これらの「通いの場」についても、新型コロナウイルス感染症の影響があり、その拡大が難しかっただけでなく、実施回数や利用人数が減少したり、活動を休止したりする団体も発生し、フレイルが進行する高齢者が増加しました。

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類に変更されたことも踏まえ、これらの活動を再度活発化させながらフレイル対策を進めることが必要です。

一方、令和4年10月からは「高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施」の取り組みを開始し、ハイリスクアプローチの一環として実施した健康状態不明者把握事業では、支援が必要な高齢者の掘り起こしにつながるなど、新たな対象者へ介護予防を広げることができました。

また、令和5年度には旧老人福祉センターを統廃合し、四日市市介護予防等拠点施設（ステップ四日市）を開設しましたが、こうした新たな取り組みをより発展させていくことが求められます。

【実績と目標】

	実績	見込み	目標		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防に資する「通いの場」への参加者数 (人)	5,414	5,600	5,800	6,000	6,200

※各年度末現在。ふれあいいきいきサロン、介護予防自主グループなどでおおむね月1回以上介護予防の取り組みを行う住民主体の通いの場への参加者数

【具体的な取り組み】

①介護予防の普及・啓発

在宅介護支援センターに委託している介護予防意識啓発講座については、従来から実施してきた出前講座形式だけでなく、より多くの新規参加者が見込める教室形式や啓発形式も積極的に取り入れながら、その拡充を図ります。

また、チラシ、ホームページ、広報による啓発を継続するとともに、新たに開設した四日市市介護予防等拠点施設（ステップ四日市）での定期的な介護予防講座や、広く市民に呼びかける介護予防市民公開講座を実施するなど、更なる啓発の機会を増やしていきます。

さらには、ライフステージに応じて、誰もが参加しやすい運動・スポーツ活動を推進します。

感染症対策に加え、利用の選択肢を広げる意味でもICTの活用が効果的と考えられることから、高齢者がこれを有効に活用できるようにするためのデジタルデバイス対策について、関係部局と連携しながら検討を進めます。

②地域における介護予防の取り組みの支援

新型コロナウイルス感染症の位置づけが変更され、地域活動が復活してきた中、あらためて、地域包括支援センターが、地域での継続的な介護予防の取り組みの重要性を啓発するとともに、「いきいき百歳体操」など介護予防に資する取り組みの立ち上げを集中的に支援します。

また、高齢者が気軽に集い、介護予防や生きがいづくりに取り組む「ふれあいいきいきサロン」の育成・支援を、引き続き市社会福祉協議会に委託して進めます。

さらには、こうした「通いの場」の活動継続を後押しするため、地域包括支援センターが運営支援を行うとともに、地域の理学療法士などのリハビリテーション専門職や歯科衛生士、管理栄養士などが支援を行う地域リハビリテーション活動支援事業を、今後も実施します。

地域における介護予防の活動を活性化するうえでは、活動をリードする介護予防ボランティアが重要な役割を果たすことから、新たに開設した四日市市介護予防等拠点施設（ステップ四日市）も活用しながら、引き続きその養成に取り組めます。

③介護予防と保健事業との連携

令和4年10月から開始した「高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施」について、今後も継続して取り組みを進めます。

これまで、ハイリスクアプローチとして生活習慣病重症化予防及び健康状態不明者の把握に取り組むとともに、ポピュレーションアプローチとして「通いの場」への支援を実施してきましたが、今後、毎年の実施の評価、健康課題の分析を進める中で、対象者の見直しや事業実施方法の工夫、他の介護予防事業との連携など、より効果的な事業の展開について検討していきます。

(2) 介護予防・生活支援サービス事業の拡充

【現状と課題】

本市では、介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）における多様な主体によるサービス、中でも住民主体サービス（サービスB）の拡充が重要と考えており、生活支援コーディネーターや在宅介護支援センターと連携しながら、その育成に努めてきました。新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、新たな活動の立ち上げが容易ではなかったため、実施箇所数は目標を下回りましたが、新たに検討、準備を進める団体も生まれてきており、こうした取り組みを支援していくことが必要です。一方、既存団体の担い手の高齢化が進んでおり、活動継続の支援も課題となってきています。

基準緩和訪問型サービス（サービスA）はシルバー人材センターに、通所型サービスは在宅介護支援センター設置法人に、短期集中予防サービス（サービスC）は市内の通所リハビリテーション実施法人に事業を委託して実施してきましたが、いずれも新型コロナウイルス感染症の影響があり、利用者数の伸びは鈍化しています。こうした中、短期集中予防サービス（サービスC）については、通所リハビリテーション事業所との併設方式は利用者の受け入れ可能数に限界があったことから、令和5年度からは、四日市市介護予防等拠点施設（ステップ四日市）で集約して事業を開始しました。

また、各地域包括支援センターや職能団体による研修実施や、自立支援型地域ケア会議を活用して、自立に資するケアマネジメントの視点を持てるよう支援しました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、自立支援型地域ケア会議の実施回数、実施件数は伸びておらず、今後、そのあり方を見直していくことが必要となっています。

【実績と目標】

	実績	見込み	目標		
			令和4年度	令和5年度	令和6年度
住民主体サービス数（カ所）	30	32	36	40	44
訪問型サービス（カ所）	13	15	17	19	21
通所型サービス（カ所）	17	17	19	21	23

【具体的な取り組み】

①住民主体サービスの育成

住民主体サービスについては、未設置地区での立ち上げに向けて、あらためて住民主体サービスの必要性を啓発するとともに、生活支援コーディネーター、在宅介護支援センターと連携しながら、その支援に努めます。

また、現行の実施団体を引き続き支援するため、研修や団体間の意見交換ができる「住民主体福祉サービス団体連絡会議」を実施するとともに、担い手の発掘も重要となることから、あらためて全市的な啓発を進めるとともに、住民主体サービスへの発展が期待される「ふれあいいきいきサロン」などへの働きかけを強めていきます。

②介護サービス事業所や専門職を活用したサービスの実施

基準緩和サービス（サービスA）については、高齢者の増加とともに、そのニーズが拡大すると見込まれることから、訪問型、通所型ともに、関係事業所に働きかけながら、設置箇所数の拡大をめざします。

また、フレイル傾向にある高齢者の状態改善に効果が見込まれる短期集中予防サービス（サービスC）については、四日市市介護予防等拠点施設（ステップ四日市）に集約して事業を実施する中で、その内容の充実に努めるとともに、地域包括支援センター及び在宅介護支援センターとの更なる連携、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」の取り組みとの連動などにより、利用の拡大をめざします。

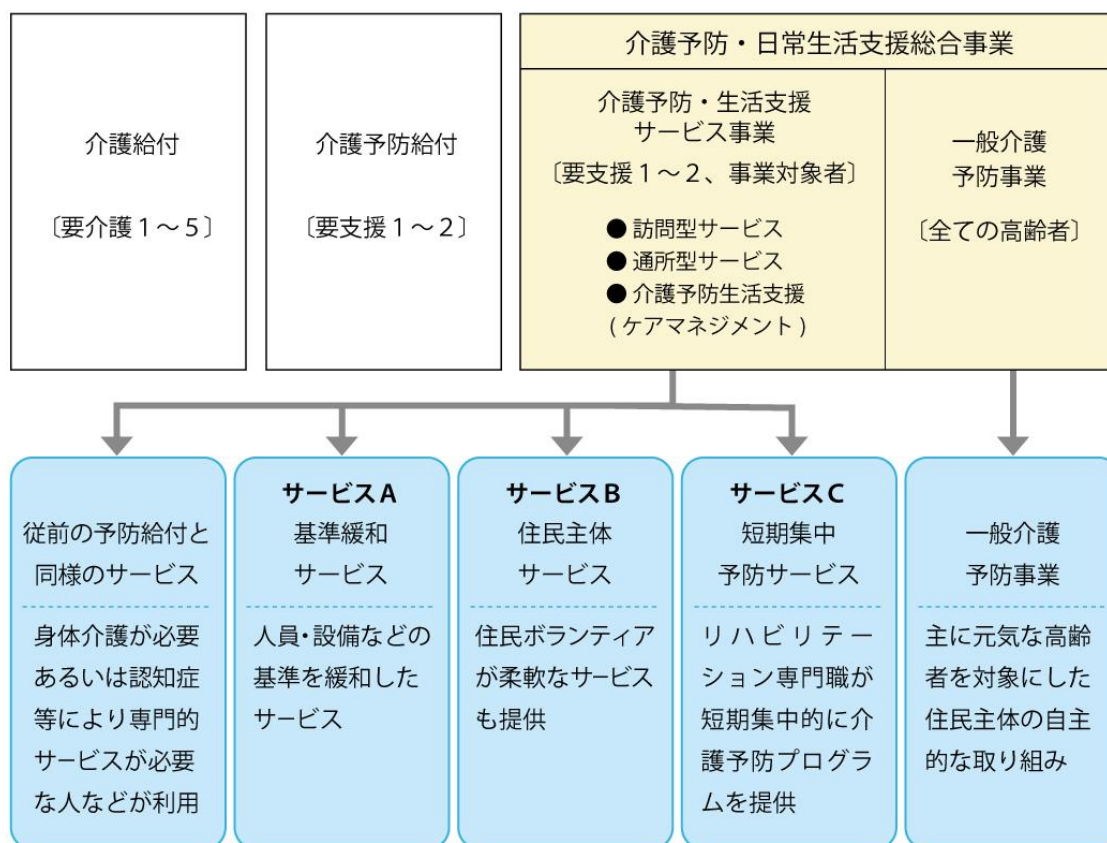
③自立を支援する介護予防ケアマネジメントの実施

介護予防ケアマネジメントは、介護予防の目的である「高齢者が要介護状態になることをできる限り防ぐ」「要支援・要介護状態となっても状態がそれ以上に悪化しないようにする」ために、高齢者自身が地域における自立した日常生活を送ることができるよう支援するものであり、ケアマネジャーが、そうした視点でケアマネジメントを実施できるよう支援していく必要があります。

そのため、引き続き、地域包括支援センターや職能団体とも連携しながら、ケアマネジャー向け研修の機会を確保します。また、従来から実施してきた自立支援型地域ケア会議について、より多くのケアマネジャーが参加するとともに、効果的に自立に資するケアマネジメントの視点を持てるよう自立支援型地域ケア会議のあり方について見直しを進めます。

図 介護予防・日常生活支援総合事業のイメージ

図 介護予防・日常生活支援総合事業のイメージ



(3) 地域における生活支援・見守りの体制づくり

【現状と課題】

少子高齢化が進行し、ひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯が増加する中、生活支援・見守りの体制づくりの重要性は年々高まると考えられます。こうした背景のもと、本市では、市社会福祉協議会に配置した生活支援コーディネーターが、地域の各種団体の会議や活動の場へ参加し、地域での支え合いによる生活支援、見守りなどの担い手の発掘・育成を進めてきました。また、在宅介護支援センターが中心となって開催する地区地域ケア会議などの場でも、自治会、民生委員・児童委員、老人クラブなど地域住民の代表とともに、生活支援・見守りの体制づくりについて、随時、協議を行っています。

コロナ禍の影響もあったことから、目に見える形での体制整備には結びついていませんが、引き続き、これらの取り組みを進めながら、地域での体制づくりに努めていく必要があります。

一方、民間企業などとの「四日市市見守り等活動に関する協定」締結については、おおむね目標どおりの協定締結が進むなど、事業者の意識の高まりも感じられることから、こうした機運をうまく活用しながら、事業者への働きかけを強めていくことが求められます。

【実績と目標】

	実績	見込み	目標		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見守り協定の締結事業者数(カ所)	58	60	63	66	69

※各年度末現在

【具体的な取り組み】

①地域における生活支援・見守りの体制づくり

地域における生活支援・見守りの体制づくりの必要性が高まる中、市として、出前講座や広報よっかいち、ホームページなども活用しながら、その重要性について、あらためて周知を進めます。

また、体制づくりを拡充していくため、地区地域ケア会議なども活用しながら、生活支援コーディネーターが中心となって、地域活動の担い手の発掘・育成を進めるとともに、さまざまな福祉分野の地域活動団体との協働をめざします。あわせて、生活支援コーディネーターの配置のあり方やボランティアポイントの活用についても検討・研究を進めます。

②地域における福祉活動の促進

民生委員・児童委員や地区社会福祉協議会、老人クラブ、住民ボランティアなどが実施する見守りなどの地域福祉活動が円滑に進められ、更に発展するよう、市社会福祉協議会などと連携し、活動への支援を進めます。

③民間事業者と連携した見守り活動などの促進

【四日市市見守り等活動に関する協定】

孤立死の未然防止や虐待の早期発見には、見守りの目を増やすことが非常に有効であり、引き続き、ホームページなどで協定の趣旨を周知するとともに、民間事業者への働きかけを強め、見守り協定締結事業所を増やしていきます。

また、民間事業者との連携をより拡大していくため、民間事業者を含めた協議体の設置についても検討を進めます。



④災害時対応の確立

依然、大規模災害発生時などに、高齢者や障害のある人など、特に避難行動に支援が必要な人が被害に遭う例が多く、これら避難行動要支援者に対する支援の重要性が高まっています。また、従来の避難行動要支援者制度を開始してから一定期間が経過し、いくつかの課題も見えてきていることから、行政だけでなく、民生委員・児童委員、自治会、防災関係者が連携しながら、その見直しを進めます。

一方、避難行動要支援者制度の効果的な運用や災害時の在宅高齢者への対応にあたっては、地域関係者や介護サービス事業者などの協力が不可欠となることから、引き続き、これらの事業者などに対する研修の機会を確保するとともに、より円滑な連携ができるよう、行政、地域関係者、介護サービス事業者が果たす役割などについて関係者で協議・検討していきます。

(4) 高齢者の自立生活や家族に対する支援

【現状と課題】

本市では、在宅で高齢者を介護する家族を支援するため、在宅介護支援センター、地域包括支援センターなどで、介護者からの相談対応を継続して実施してきましたが、コロナ禍により、高齢者の外出機会が減少した影響もあり、以前に比べ相談が大幅に増加しました。一方で、就労・子育て世代やヤングケアラーへの支援という点では、まだ、関わりを十分に持っていないという課題があります。

また、ひとり暮らし高齢者などの自立生活を支えるため、訪問給食の配食、緊急通報システムの貸与など、日常生活の環境づくりを支援しているほか、身寄りのないひとり暮らし高齢者などに対する入院・入所時の相談支援を実施したり、環境部局が福祉サービスと連携したごみ収集事業を実施するなど、その人の状況に応じた自立生活を営めるような支援を行っています。

高齢者の移動支援については、高齢化や移送事業者の人手不足の進行に伴い、そのニーズは年々高まっており、本市では、市街化調整区域の公共交通不便地域におけるデマンドタクシー事業や、住民主体訪問型サービスによる付き添い支援などを行っています。しかしながら、地域格差や担い手の高齢化などの課題も生じており、より効果的な支援策が求められています。

【実績と目標】

	実績	見込み	目標		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
在宅介護支援センターにおける家族からの相談件数（件）	9,450	9,500	9,550	9,600	9,650

【具体的な取り組み】

①介護者への支援

今後も、在宅介護支援センター、地域包括支援センターなどにおいて、在宅で要介護高齢者などを介護する家族の相談対応を継続して実施していきます。特に、これまで十分把握ができていなかった就労・子育て世代やヤングケアラーも含めた多様な家族介護者への支援に対応するため、関係機関との連携を強化します。加えて、新型コロナウイルス感染症拡大時には実施が難しかった介護者の集いの場づくりや介護者向け研修会など、より効果的な支援策について、あらためて関係者間で検討を進めていきます。

また、家族介護者の負担軽減のため、おむつ支援事業を継続します。

②自立生活を支援する環境づくり

引き続き、訪問給食の配食や緊急通報システムの貸与、日常生活用具の給付などを行うとともに、市社会福祉協議会による入院・入所サポート事業、環境部局による福祉サービスと連携したごみ収集事業なども活用しながら、ひとり暮らし高齢者などの自立生活を支える環境づくりを進めます。

また、今後、少子高齢化の進行などにより、ひとり暮らし高齢者や身寄りのない高齢者が増加すると見込まれる中、こうした高齢者が安心して最期を迎えられるような終活支援についても検討を進めます。

③高齢者の移動手段の確保

公共交通部局では、市街化調整区域の公共交通不便地域において、70歳以上の人を対象としたデマンドタクシー事業を開始しましたが、市街化区域内に居住しているなど、条件から外れる方への支援に課題が残っていることから、福祉部局と公共交通部局が連携して、新たな移動手段の確保について検討します。

また、住民主体訪問型サービスによる付き添い支援が各地区で実施されていますが、地域格差やサービスの担い手の高齢化といった課題も生じており、生活支援コーディネーターなどとも連携しながら、実施箇所数の拡大、新たな担い手の育成に努めます。

移動支援は、特にニーズの高い課題であることから、今後、既存の取り組みだけでなく、福祉有償運送も含めた福祉分野での移動支援施策や公共交通分野での各種施策など、実施可能な手法の導入について検討するとともに、これらを組み合わせて高齢者の移動をより効果的に支援できるようなしくみを検討していきます。

④住まいの確保に対する支援

住まいの確保が困難な高齢者について、その実態を十分把握できていないことから、市の住宅関係部局や居住支援法人、三重県居住支援連絡会、さらには在宅介護支援センター、地域包括支援センターを含めた介護サービス事業者とも連携しながら、実態の把握に努めます。そのうえで、住まいの確保に配慮が必要な高齢者に対する居住支援のあり方について、庁内関係部局及び関係機関で検討を進めていきます。

2. 在宅医療・介護連携の推進

(1) 在宅医療・介護の提供体制の構築推進

【現状と課題】

医療と介護の両方のニーズを有する高齢者が、住み慣れた場所で最期まで自分らしく暮らしていくためには、地域の医療・介護関係者の連携のもと、切れ目のないサービスが提供できる体制を構築していく必要があります。

在宅医療・介護連携の推進にあたっては、まず、地域の医療・介護資源を把握、整理し、関係者間で情報共有を行うことが必要です。このため、地域の在宅医療・介護に関わる多職種の情報をリスト化し、関係者間で共有することで円滑な連携につながるよう支援しています。

また、在宅医療・介護連携の課題の共有や解決策の検討にあたっては、医療・介護の関係団体や機関の代表で構成される地域包括ケア推進会議（安心の地域医療検討委員会）において、医療・介護の切れ目のない支援体制の推進と在宅医療の提供体制の充実について協議・検討を進めています。

一方、今後の在宅医療・介護連携の施策推進にあたっては、在宅療養者の生活の場において、医療と介護の連携した対応が求められる「日常の療養支援」、「入院退院支援」、「急変時の対応」、「看取り」の4場面を意識し、地域でめざすべき姿を共有しながら進めていく必要があります。

【実績と目標】

	実績	見込み	目標		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
在宅（自宅）で最期を迎えた人の割合（%）	20.6	21.2	21.8	22.4	23.0

【具体的な取り組み】

①地域の医療・介護の資源の把握

地域の医療・介護関係者が、日常の連携を行う中で必要となる情報をまとめた冊子である「医療と介護の便利帳（愛称：むすぶ）」を多職種間で共有し、定期的な更新を行うことで、医療・介護関係者が相互の情報を把握し、円滑な連携につなげられるよう努めます。

②在宅医療・介護連携の課題の抽出

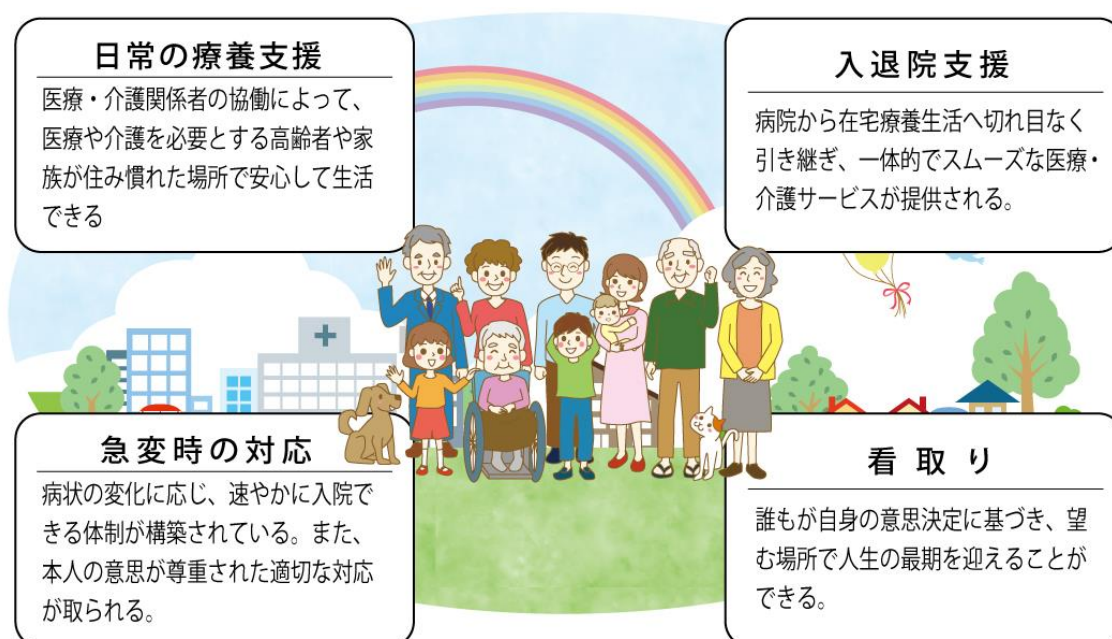
地域包括ケア推進会議（安心の地域医療検討委員会）で政策課題の検討を行うとともに、医療・介護連携地域ケア会議などで多職種による情報共有、地域課題の抽出を行い、対応策の検討を行っていきます。また、これらの会議の開催により、「顔の見える関係」を構築するとともに、地域でめざすべき姿の共有を図っていきます。

③切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進

切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築に向け、在宅療養中に病状が悪化した場合でも、速やかに病院へ入院できる体制を構築するなど、在宅医療の後方支援体制の確保などに努めます。

さらに、歯科医や薬剤師の在宅医療における役割について、医療・介護関係者への研修や周知を行うなど、多職種連携による在宅医療提供体制の強化を図ります。

図 在宅療養の4場面における本市のめざすべき姿



(2) 在宅医療・介護医療連携の対応策の実施

【現状と課題】

本市における介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、約半数の高齢者が自宅で最期を迎えることを希望する一方、約6割の高齢者は、家族への負担や病状が悪化した際の不安から、自宅で最期まで療養することはできないと考えています。このような不安に対し、医療と介護の両方のニーズを有する高齢者が安心して地域で療養生活を送るためには、医療・介護関係者の連携支援、入退院時や療養生活中の円滑な情報共有、研修体制の充実などさまざまな対応策の実施が必要とされています。

医療・介護関係者の連携支援については、在宅医療・介護連携支援センター「つなぐ」に配置した専任の連携支援コーディネーターが医療・介護関係者への相談支援を行うことで、多職種間の橋渡し役を担い相互理解による連携強化を図っています。

入退院時の情報共有については、入退院支援のフロー化や退院時カンファレンスの開催を標準化した「退院時カンファレンスマニュアル」を作成し、退院後も在宅で医療・介護サービスが適切に提供されるよう、退院時カンファレンスによる多職種間の情報共有を推進しています。一方、入院から退院までの日数が短くなっていることから、より緊密な情報共有が必要となっています。また、療養生活中の円滑な情報共有の推進に向け、情報共有システム（ID-Link）のさらなる活用が必要とされています。

さらに、在宅療養生活を支える訪問看護師などに対しては、多様化する医療ニーズに対応するための知識・技術習得に関する研修会の実施や、人材の掘り起こしを行うなど、支援の充実に努める必要があります。

【実績と目標】

	実績	見込み	目標		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
在宅医療・介護連携支援センター相談件数（件）	1,073	1,000	1,000	1,000	1,000
訪問看護サービス利用人数（人）	1,101	1,233	1,244	1,278	1,308

【具体的な取り組み】

①在宅医療・介護関係者に関する相談支援

四日市市在宅医療・介護連携支援センター「つなぐ」において、医療・介護関係者からの相談、病院や介護事業所などへの訪問を行い、きめ細かな支援を実施することで、多職種のさらなる連携の推進を図ります。また、相談内容から抽出された課題について、医療・介護関係者と共有し、対応策の検討を行います。

②医療・介護関係者の情報共有の支援

病院から在宅療養へ移行するにあたって、円滑な情報共有が図られるよう、退院時カンファレンスマニュアルを活用したカンファレンスの開催を促進するなど、切れ目のない入退院支援に努めます。

また、「ID-Link」の利便性や、個人情報保護にかかる安全性について、医療・介護関係者に周知し、利用者の増加、情報共有の円滑化を図ります。

さらに、容態急変時の医療処置などについて、本人の希望を消防機関（救急）などが確認できるよう、事前指示書である「わたしの気持ち」の周知に努めます。

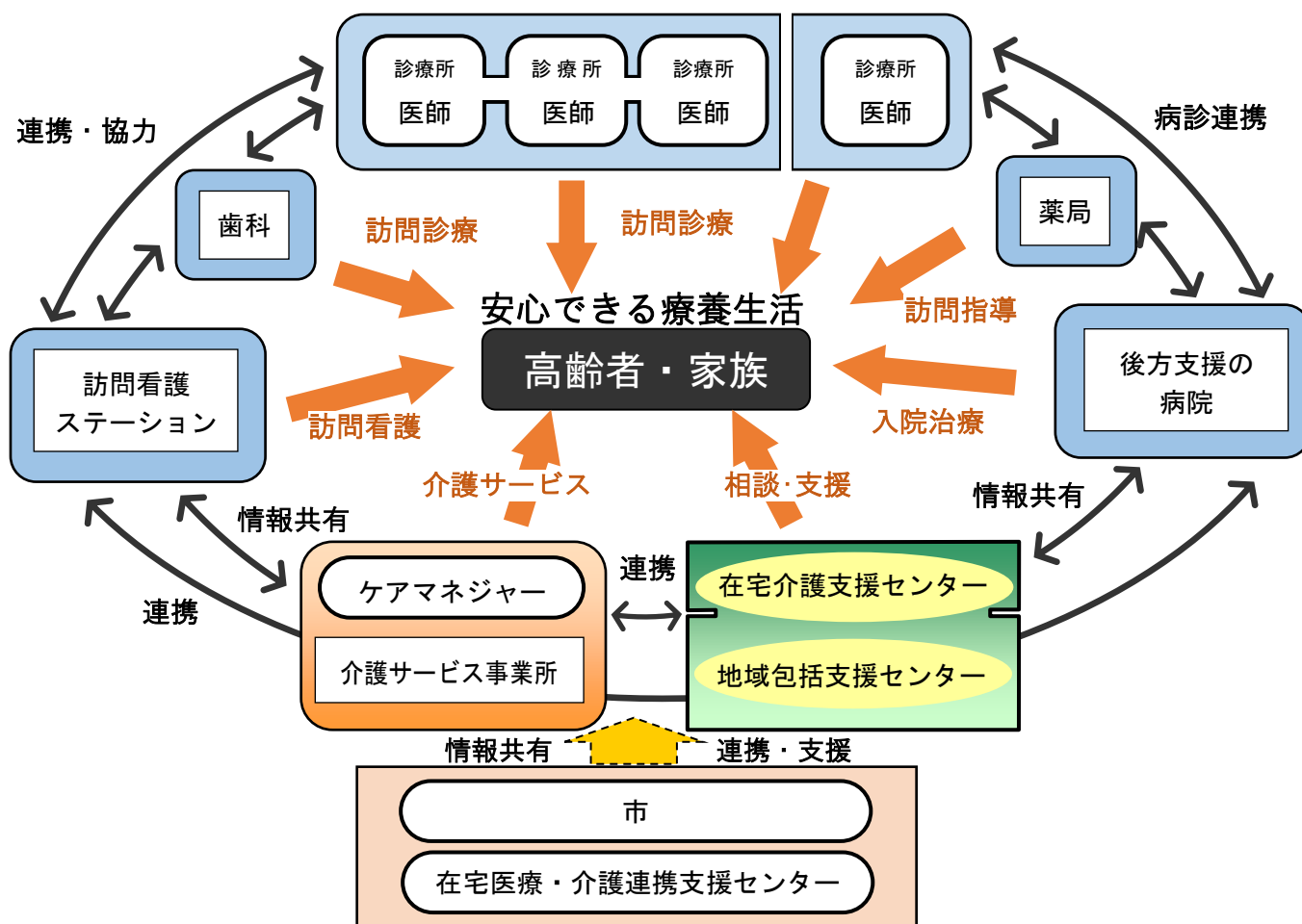
③医療・介護関係者の研修

医療機関等に従事する看護師に対して、在宅療養者宅への訪問看護師同行研修を実施し、在宅療養生活への理解を深め、さらなる連携強化を図ります。また、訪問看護師に対しては、多様化する需要にこたえるため、最新の知識や技術の習得に向けた研修を実施します。

また、ケアマネジャーに対して多職種を講師とした研修を実施し、基礎的な医療的知識の習得、多職種連携の視点を持った人材の育成に努めます。

なお、研修の実施にあたっては、的確な学習ニーズの把握に努めながら企画するとともに、内容に応じてオンラインを活用することにより、学習機会の増加を図ります。

図 在宅療養生活を支える医療・介護ネットワークのイメージ



(3) 地域住民への普及啓発

【現状と課題】

在宅医療・介護の連携を推進していくためには、医療・介護関係者の連携だけではなく、市民一人ひとりに在宅医療・介護のしくみについて、より理解を深めてもらうことが重要です。

本市では、在宅医療・介護に関するガイドブックの作成・配布により、広く在宅医療の周知・啓発に努めるとともに、市民が企画する在宅医療講演会への支援を行っています。市民が在宅医療に対する理解を深められるよう、今後もさらなる取り組みを進めていく必要があります。

また、人生の最期を望む形で迎えるためには、自らの意思を家族や医療・介護関係者とあらかじめ共有しておくことが重要です。そのため、もしもの時にどのような医療やケアを望むのか、周囲と繰り返し話し合い、共有する取り組み「ACP（アドバンス・ケア・プランニング）」（人生会議）の普及が求められており、さまざまな機会を捉えた啓発を行っていく必要があります。

【実績と目標】

	実績	見込み	目標		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
在宅医療講演会の開催回数（回）	6	10	14	19	24

【具体的な取り組み】

①在宅医療の普及啓発

在宅医療ガイドブックの配布によって、市民の相談窓口や、地域の医療・介護サービス内容について幅広く情報提供できるよう取り組むとともに、市民企画の啓発活動への支援を推進し、地域住民一人ひとりの在宅医療に関する理解が深まるよう努めます。

②ACPの普及啓発

普及啓発冊子「これからノート」の周知・配布により、高齢者の気持ちの整理や記録、家族などとの話し合いのきっかけとなるよう取り組みます。また、ACPの取り組みが幅広い世代で知られるよう、新たにPRポスターなどを作成するほか、介護保険制度への加入や介護認定申請などのさまざまな機会を捉えた普及啓発を検討します。

加えて、医療・介護関係者に対しては、ACPの知識習得だけでなく実践的なロールプレイ研修などを行うことで、高齢者や家族の意思決定を多職種がチームで考え、支援できるような体制づくりに努めます。

3. 認知症施策の推進

(1) 普及啓発・本人発信支援

【現状と課題】

認知症の人やその家族が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けるためには、地域の理解の促進が不可欠となります。こうしたことから、本市では、市、地域包括支援センター及び四日市市介護予防等拠点施設（ステップ四日市）に配置した認知症地域支援推進員が中心となって、認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人とその家族を可能な範囲で手助けする「認知症サポーター」や、そこから一歩進んで具体的な支援に関わる「認知症フレンズ」の養成に取り組んできました。

また、広く市民に対して、認知症に関する正しい知識・理解を普及するため、講演会の開催や広報よっかいちでの特集記事の掲載などを行ってきましたが、令和4年8月には、「四日市市認知症フレンドリー宣言」を行い、市として認知症施策に重点的に取り組む姿勢やめざす姿を広く内外に示すことで、市民、関係機関、民間事業者（企業など）の認知症への関心を高めるよう努めました。

新型コロナウイルス感染症が拡大していた期間は、認知症サポーター養成講座の実施回数が大幅に減少しましたが、「四日市市認知症フレンドリー宣言」以降、積極的に講座を開催し、講座の受講者数は、おおむね目標値程度まで増加しました。今後も認知症サポーターなどの理解者を増やすとともに、次の段階として、「チームオレンジ」へ発展させることが求められています。

さらに、認知症に関する社会の見方を変えるきっかけにするとともに、多くの認知症の人に希望を与えるためにも、認知症の本人からの発信の機会を増やすことが必要です。これまでも市民公開講座などで、本人の視点を重視した講演などを実施してきましたが、今後、市として、そうした機会を一層増やしていくことが必要となっています。

【実績と目標】

	実績	見込み	目標		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症サポーター養成講座 受講者数 (人)	30,228	32,000	33,700	35,400	37,100

※各年度末現在。受講者数の累計。

【具体的な取り組み】

①認知症サポーターなどの養成

認知症に関する正しい理解の促進は認知症施策を進めるうえでの基盤となることから、引き続き認知症サポーター養成講座を積極的に実施していきます。特に、令和5年6月に成立した「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」においても、「学校教育及び社会教育における教育の推進」ということが明記されており、引き続き、学校や企業での講座実施を強く働きかけていきます。

また、「認知症フレンズ」については、認知症支援の拠点としての機能も持つ四日市市介護予防等拠点施設（ステップ四日市）を活用して、その活動の活性化を支援するとともに、今後、「チームオレンジ」への発展をめざします。

②一般市民向け啓発事業の実施

引き続き、「広報よっかいち」、市ホームページでの啓発や市民公開講座を実施するとともに、これまで啓発が十分にできていなかった若い親子連れなどへの働きかけも視野に入れ、令和3年度から始めたショッピングセンターでの啓発イベントを拡大していきます。

また、「四日市市認知症フレンドリー宣言」について、横断幕、ポスターの設置やチラシ、啓発グッズの配布、各種メディアを活用などによる啓発を積極的に行い、広く市民などに興味を持ってもらうことで認知症に対する理解の促進につなげていきます。

③認知症の本人からの発信支援

引き続き、認知症の本人を講師として招へいしたり、本人の視点を重視したテーマで市民公開講座などを実施します。

また、四日市市介護予防等拠点施設（ステップ四日市）における若年性認知症相談や本人ミーティング、ピアサポートなどの活動支援を通して、本人の声を発信できる当事者を増やし、その活躍の機会を設けるよう努めます。さらに、今後の認知症施策検討にあたって、本人や家族の声を反映するための手法についても検討を進めます。

(2) 予防と早期発見・早期対応体制の確立

【現状と課題】

これまで、本市では在宅介護支援センターや介護予防ボランティアに委託して実施している講座や活動、「通いの場」の育成といった介護予防事業の中で、認知症予防の取り組みも積極的に推進してきました。

認知症は早期に発見し、適切な治療や支援につなげることが重要であり、本市では、各地域包括支援センターに認知症初期集中支援チームを設置して支援を進めるとともに、医師会との連携のもと、令和4年10月からは認知症早期診断事業（もの忘れ検診）を開始しました。コロナ禍の影響等もあり、まだ受診者数は多くないため、引き続き周知を進めながら、早期発見・早期対応の推進に努める必要があります。

【実績と目標】

	実績	見込み	目標		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症早期診断事業 受診件数 (件)	12	58	120	180	240

※各年度の新規対応件数。

【具体的な取り組み】

①認知症予防の取り組み

認知症予防には、認知症の発症遅延や発症リスク低減（一次予防）、早期発見・早期対応（二次予防）、進行遅延、機能維持など（三次予防）がありますが、本市では、「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」、「認知症になっても進行を緩やかにする」という視点で取り組みを進めます。

認知症の発症遅延については、在宅介護支援センターで実施している介護予防意識啓発講座などで周知・啓発を行ってきましたが、引き続き、認知症の原因となる生活習慣病を予防するための食事や運動習慣、他者との交流の大切さや活動的な生活を送るための工夫などについて、啓発を行います。

また、四日市市介護予防等拠点施設（ステップ四日市）が開催する介護予防講座でも、認知症予防に関するテーマを取り上げ、その普及・啓発に努めます。

②早期発見・早期対応体制の確立

認知症早期診断事業（もの忘れ検診）については、認知症の早期発見・早期対応が重要であることから、引き続き、広報よっかいちや市ホームページを活用して周知を進めるとともに、より効果的な周知方法について検討します。

また、認知症初期集中支援チームの活動についても、あらためて、市民や関係機関への周知を進めるとともに、積極的なアウトリーチ（訪問相談）、関係機関との連携を進め、早期発見・早期対応体制の充実に努めます。

(3) 医療・ケア・介護サービスの拡充と介護者への支援

【現状と課題】

本市では、地域包括支援センターや在宅介護支援センター、医療機関、介護サービス事業所、関係団体などと協力・連携しつつ、認知症の状態に応じた適切なサービスが受けられるよう、必要なサービスの確保・充実に努めてきました。

まず、認知症の人や家族が円滑にサービス利用に結びつくよう、在宅介護支援センターが、地域の初期相談窓口として、相談対応・支援を行っているほか、令和5年度からは、四日市市介護予防等拠点施設（ステップ四日市）に認知症相談窓口を設置し、相談・支援体制の充実を図ってきました。また、医療・介護サービス利用の流れや各種制度・相談支援機関をまとめた認知症ケアパスである「認知症安心ガイドブック」を随時更新し、認知症の人や家族がサービスを円滑に利用できるよう支援しています。

医療サービスについては、医師会などの協力のもと、認知症疾患医療センターなどの専門医療機関だけでなく、かかりつけ医なども積極的に認知症治療に関わっており、医療機関の役割分担を明確化して円滑に治療に結びつく流れが確立されてきています。

介護サービスについては、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）や地域密着型特別養護老人ホームといった地域密着型サービスの整備を進めるとともに、介護・福祉職向けの認知症関連研修の開催や情報提供を行うなどして、サービスの質の向上に取り組んできました。

また、介護者への支援としては、認知症の人やその家族が、悩みや情報を共有し、交流できるよう、介護サービス事業所などと連携しながら、認知症カフェなどの集いの場づくりを進めてきたほか、認知症の人が、日常生活上の事故などで賠償責任を負った場合に備える個人賠償責任保険制度を実施し、認知症の人や家族の安心の確保にも取り組んできました。

しかしながら依然として、認知症の人を介護する家族などの負担は大きいことから、今後も、認知症カフェの拡充を図るとともに、家族会の活動への支援を含め、介護者の負担軽減を図るための有効な取り組みについて検討し、実施していく必要があります。

【実績と目標】

	実績	見込み	目標		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症カフェ参加者数（人）	591	640	712	784	796

※各年度末現在。認知症カフェに参加する認知症の人の延べ人数。

【具体的な取り組み】

①相談・支援体制の整備

これまで認知症の医療・介護に関する相談対応を担ってきた在宅介護支援センターや認知症疾患医療センターなどに加え、認知症についてより気軽に相談できる窓口として、四日市市介護予防等拠点施設（ステップ四日市）を周知し、認知症の人やその家族が円滑にサービスを利用できるよう支援します。

また、認知症の人が必要な医療・介護サービスなどを利用しやすくするため、社会資源を整理した「認知症安心ガイドブック」を適宜更新し、支援の充実に努めます。

②医療と介護が連携した支援体制の確立

「認知症安心ガイドブック」の普及を進め、市民に対して、かかりつけ医、専門医療機関の役割分担の周知を図ります。

また、医師会の協力のもと、認知症早期診断事業の更なる推進、受託医療機関の拡大に努める中で、かかりつけ医と専門医の更なる連携を進めるとともに、認知症疾患医療センターなどの専門医療機関、入院可能な精神科病院などとの連携も強化し、急性増悪時の対応体制の確立に努めます。

加えて、医療・介護ネットワーク会議などを活用するとともに、診断後支援の要となる四日市市介護予防等拠点施設（ステップ四日市）での事業を推進し、認知症支援に関する医療・介護関係者の連携を強化していきます。

③認知症の人向け介護サービスの充実

認知症の人ができる限り身近な地域で暮らせるよう、日常生活圏域ごとに認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、小規模多機能型居宅介護などの地域密着型サービスの整備・拡充を進めます。

また、介護サービス事業所における認知症対応力の向上を図るため、ケアマネジャーやホームヘルパーなど介護職向けの各種の認知症関連研修の受講を案内するとともに、市が開催する認知症に関する研修への参加も促します。

④家族などの介護者への支援

また、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）などの介護サービス事業所に対して家族などの介護者向けの認知症介護教室の実施を働きかけるとともに、家族会の活動に対する支援を行います。

さらに、認知症の人を対象とした個人賠償責任保険制度を継続し、認知症に起因する事故などへの家族の不安の軽減を図ります。

⑤認知症カフェの充実

認知症の人や家族が交流し、悩みや情報を共有するとともに、医療・介護の専門職に気軽に相談できる場である認知症カフェについて、介護サービス事業所などと連携しながら、その拡充に努めるとともに、認知症の人や家族への更なる周知を図り、利用を促進します。

あわせて、認知症カフェへの地域住民の参加を促し、認知症に関する正しい理解の普及・啓発を進めます。

また、認知症カフェに対する認知症地域支援推進員の支援を継続するとともに、作業療法士会などの専門職による支援も活用するなどして、認知症カフェの質の向上をめざします。

(4) 認知症バリアフリー・権利擁護の推進と社会参加支援

【現状と課題】

本市では、認知症があってもなくても、誰もが暮らしやすい「認知症フレンドリーなまち」の実現に向けて「四日市市認知症フレンドリー宣言」を行いました。その実現にあたっては、認知症になっても地域で普通に暮らし続けていくために、生活のあらゆる場面での障壁を減らしていく「認知症バリアフリー」の取り組みを推進していく必要があります。

そうした視点で、令和5年度から官民連携推進に向けた調査研究業務を開始しており、民間事業者を巻き込んだ認知症バリアフリー社会の実現に向けた取り組みを進めていきます。

また、認知症の人や家族が安心して暮らし続けるためには、見守りや権利擁護の取り組みも重要であり、行方不明高齢者を早期に発見するための見守り支援事業を実施するとともに、高齢者宅を訪問する機会が多いライフライン事業者や郵便・宅配事業者などと「四日市市見守り等活動に関する協定」を締結するなど、民間企業の協力も得ながら、認知症の人の見守りを進めています。

さらには、「高齢者みまもりネットワーク会議」が中心となり、高齢者虐待を未然に防止するための啓発活動を進めるとともに、虐待の早期発見に努め、虐待を発見した場合は、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、市が連携しながら迅速かつ適切な対応を行っています。

サービスの利用手続きや日常の金銭管理が困難な高齢者などに対する権利擁護としては、成年後見サポートセンターにおいて成年後見制度の利用促進を図るとともに、市社会福祉協議会と連携し、日常生活自立支援事業による支援を行っています。

認知症の人の増加に伴い、虐待対応を含む高齢者の権利擁護がますます重要となることから、今後も関係機関の連携強化、職員の対応力の向上とともに、日常生活自立支援事業や成年後見制度が必要な人への制度の周知や利用支援を引き続き行っていく必要があります。

また、認知症フレンドリーなまちの実現のためには、認知症になっても支えられる側だけでなく、支える側として役割と生きがいを持って生活できる社会参加の機会の確保も重要であり、若年性認知症の人に対する支援と合わせて取り組みを進めることが求められます。

【実績と目標】

	実績	見込み	目標		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
SOSメール登録件数 (件)	4,483	4,600	4,720	4,840	4,960

※各年度末現在。SOSメール受信登録件数。

【具体的な取り組み】

①認知症バリアフリーなまちづくりの推進

認知症バリアフリー社会の実現に向けて、認知症の人にとって利用しやすい製品やサービスの開発、移動のための交通手段の確保などの暮らしやすいまちづくり、しくみづくりが必要です。意識調査や研究会の実施など、順次、具体的な取り組みを始め、民間事業者（企業等）とともに認知症バリアフリーなまちづくりについて検討を進めます。

また、令和5年6月に成立した「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の趣旨を踏まえ、国が策定する認知症施策推進基本計画等を参考にしながら、本市独自の認知症施策推進計画の策定を進め、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができる社会の実現をめざします。

②権利擁護の取り組みの推進

高齢者の虐待を未然に防止するため、市及び関係機関が出前講座やリーフレットなどを利用して啓発を進めます。また、介護サービス事業者や民生委員・児童委員などの関係機関、「四日市市見守り等活動に関する協定」を締結した民間企業などの協力を得ながら、虐待の早期発見に努めます。

さらに、虐待を発見した場合に高齢者や家族に対する迅速で適切な支援ができるよう、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、市及び関係機関の連携体制を強化するとともに、研修などを通して職員の対応力の向上を図ります。

また、判断能力が不十分な認知症の人などが不利益を被らないよう、成年後見制度や日常生活自立支援事業の周知を図るとともに、必要な人が、これらの制度を円滑に利用できるよう、成年後見サポートセンターなどにおける相談・支援を行います。

こうした取り組みが円滑に進められるよう、「高齢者みまもりネットワーク会議」などを通じた関係機関の連携強化を進めます。

③行方不明高齢者早期発見のための見守り体制の充実

行方不明となった認知症の人を早期に発見し、事故などに巻き込まれることを防止するため、SOSメール配信事業やICTを活用した見守り支援事業を広く周知し、利用の促進に努めるとともに、市民・企業などに対しても、積極的に啓発を進め、見守り体制を強化します。

④地域における見守り、生活支援の充実

認知症サポーターや認知症フレンズ、民生委員・児童委員などに対して、日常の暮らしにおける見守りや声かけを呼びかけるとともに、行方不明高齢者への対応模擬訓練など、地域住民による見守りの取り組みを推進します。

また、認知症の人やその家族の困りごとに対応した見守りや生活支援などを行う「チームオレンジ」の取り組みについて、検討を進めます。

⑤社会参加の支援

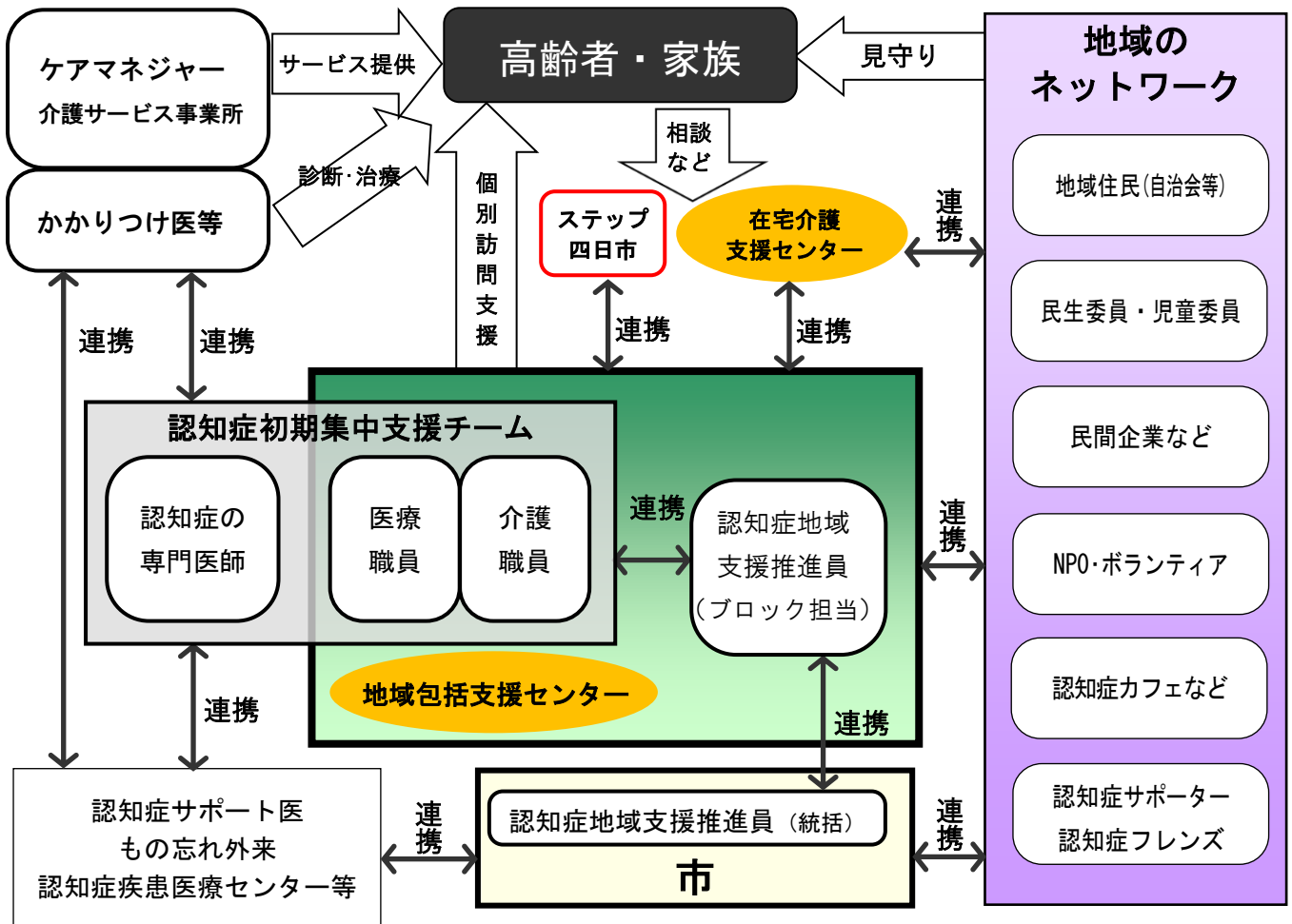
四日市市介護予防等拠点施設（ステップ四日市）において、本人ミーティングやピアサポートなどの取り組みを実施します。

また、認知症の本人の声も聞きながら、同施設において就労的活動も含めた社会参加活動の取り組みにも着手します。さらに、そのニーズも見ながら、就労的活動を市内の通所介護事業所などに拡大していくことも検討します。

⑥若年性認知症の人への支援

若年性認知症について、一般市民や企業への啓発を進めるとともに、四日市市介護予防等拠点施設（ステップ四日市）が中心となり、県に配置されている若年性認知症コーディネーターや関係機関などと連携しながら個別の支援にも取り組みます。一方で、就労継続や社会参加など、支援を行ううえでの課題も多く、全国の先進事例も参考にしながら、支援のあり方について検討します。

図 認知症施策の推進体制のイメージ



4. 介護保険サービスの充実と円滑な運営

(1) 介護保険サービスの充実

【現状と課題】

本市では、介護保険サービスの充実を図るため、介護保険事業計画に基づき施設整備を行うとともに、特に、中重度要介護者の在宅生活の継続に対応できるよう地域密着型サービスなどの確保にも取り組んでいます。

今後も、地域密着型サービス利用者数に加え介護予防・日常生活支援総合事業の利用者数の推移を把握しながら、さまざまなニーズにこたえるために必要なサービスを確保できるよう、引き続き地域密着型サービスの整備を行いつつ、既存施設の活用や機能強化、利用者獲得のための事業所への指導も合わせて対応していく必要があります。また、地域密着型サービスについても、サービス利用のあり方を注視しつつ、指定の事前同意などによる広域利用について検討が必要です。

施設・居住系サービスの適切な基盤整備量を設定するため、特別養護老人ホームについては、特例入所者数も含めた整備量を見込んできたところですが、市内で増加している有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の状況についても、引き続き把握していくことが求められます。

【実績と目標】

	実績	見込み	目標		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域密着型サービス利用者数 (月平均) (人)	1,363	1,319	1,473	1,565	1,671

※各年度の月あたり利用者数平均

【具体的な取り組み】

①介護保険サービスの確保

要支援・要介護状態の高齢者などができる限り住み慣れた地域で在宅生活を継続できるよう、サービスの利用動向や医療と介護両方のニーズ変化なども注視しながら、適切な介護保険サービス量の見通しに沿って、必要な事業所の整備を進めます。また、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）については定員の増加、特別養護老人ホームについては併設ショートステイからの転換による増床化を図るなど、既存施設を活用した整備を行うよう働きかけていきます。

②在宅生活を支えるサービスの充実

中重度の要介護者の在宅生活を支援する観点から、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護について、引き続き整備を進めるとともに、サービス利用の周知・啓発を図ります。また、サービスの普及のために行っていた通所介護及び地域密着型通所介護の指定に対する制限については、順次見直しを行います。

③まちづくりと調和した施設整備

介護施設や有料老人ホームなどの住まいの整備については、市街化区域で行うことを原則とし、他の介護サービス事業所についても同様とします。なお、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅については、引き続き県との情報共有を図り、整備状況を把握するとともに、適切な施設整備がなされるよう努めます。

ただし、市街化調整区域であっても、周辺住民のための地域サービス施設や医療系の小規模な施設の整備及び既存施設の更新については、関連法令などを踏まえたうえで、個別に対応します。

(2) 要介護者等へのリハビリテーション提供体制の構築

【現状と課題】

本市においては、基本理念の趣旨である住み慣れた地域での自分らしい生活の継続を可能とするため、特に、訪問・通所リハビリテーションサービスの充実を重視してきたところですが、在宅生活を支えるため、介護老人保健施設による在宅療養支援機能の充実や、訪問リハビリテーションなどの重要性は、近年一層増しており、更なる普及に努めることが必要とされています。

要介護認定者1万人あたりの訪問リハビリテーション事業所数、通所リハビリテーション事業所数については、おおむね全国・県平均と同程度となっています。訪問リハビリテーション、通所リハビリテーションの要介護度別利用率については、ともに本市は全国・県平均と比べて、要支援1から要介護1での利用率が高くなっています。

また、リハビリテーション提供体制の構築に向けて、研修会や介護保険サービス事業者連絡会（居宅介護支援部会）において、リハビリテーションの重要性や途切れのないリハビリテーション提供を意識したケアマネジメントの視点について、ケアマネジャーに向けて働きかけを行っています。

高齢化の進行に伴い、健康寿命の延伸や認知症施策の推進が重要な課題となる中、高齢者の生活機能の維持・向上を図ることが重要となっています。

【実績と目標】

	実績	見込み	目標		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問リハビリテーションサービス利用人数（人）	348	365	372	382	391
通所リハビリテーションサービス利用人数（人）	1,053	1,007	1,028	1,052	1,071
短期集中予防サービス（サービスC）利用人数（人）	6	20	30	40	50

※各年度の月あたり利用者数平均

①リハビリテーションサービス提供基盤の構築

要介護者などの在宅生活を支援するため、通所リハビリテーション事業所に対し、訪問リハビリテーション事業の展開を働きかけるとともに、引き続きリハビリテーション専門職の職能団体を通して、サービス提供体制の充実を促します。

②要介護者などの自立支援に向けたリハビリテーションサービスの提供

ケアマネジャーに向けたリハビリテーションの重要性についての啓発・研修を実施するほか、リハビリテーション専門職を交えた自立支援型地域ケア会議の場で、リハビリテーション提供の視点を生かしたケアマネジメントの浸透を図ります。このように自立支援・重度化防止につながるケアマネジメントを進めることで、必要な人に必要なリハビリテーションサービスが提供されるよう努めます。

また、令和5年度から四日市市介護予防等拠点施設（ステップ四日市）で集約して事業を開始した介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の短期集中予防サービス（サービスC）については、今後、利用者の更なる拡大を図り、フレイル傾向にある高齢者の自立支援・重度化防止に努めます。

(3) 介護保険サービスの質の向上

【現状と課題】

本市では、介護保険サービスの質を確保するため、介護職員の介護技術や認知症対応力、医療知識などの向上を図るための研修の充実や情報提供を行っています。

事業所自らの取り組みでは、一部を除く地域密着型サービス事業所において、サービス提供内容などを明らかにし、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保をめざす運営推進会議などを設置しており、行政として、積極的な参画が求められます。

地域密着型サービスや介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）における介護予防相当サービスの事業者などに対し、適切な指導・監督などを行うことも重要です。

また、介護サービス利用者から介護サービスの不満や要望などを聴き、サービス利用者の権利擁護や質的向上につなげるため、介護サービス相談員の派遣を継続するとともに、人材確保と育成に努めています。

介護サービス事業所での事故発生時には、市への報告の徹底と、再発防止の啓発を行っています。また事業者に対して、防災情報の提供のみならず、地域と連携した防災・防犯の備えを促すとともに、避難確保計画の作成を求めています。あわせて、災害や感染症流行などの非常時でも介護保険事業を継続できる体制を構築できるよう、業務継続計画（BCP）の適切な運用を行うよう随時促すことが必要です。

【実績と目標】

	実績	見込み	目標		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護サービス相談員派遣事業所数 (カ所)	128	128	130	132	134

※各年度末現在

【具体的な取り組み】

①介護技術などの向上

介護職員の介護技術や認知症対応力、医療知識などの向上を図るため、県や職能団体など関係機関の協力を得ながら研修などを充実させるとともに、研修に関する情報提供を行い、受講を促します。令和6年度から義務化された無資格者に対する認知症介護基礎研修についても、介護保険サービス事業者連絡会などにおいて、都度周知を行います。

また、自立支援・重度化防止のための取り組みを進めるため、こうした取り組みを実践している事業所に対するインセンティブについて、引き続き検討します。

②自己評価・第三者評価の促進

地域密着型サービス事業所が設置する運営推進会議などへ今後も積極的に参画し、より地域に根差した事業所をめざしていけるよう、報告・評価・要望・助言などについての記録を作成し公表するよう促します。また、自己評価及び第三者評価についても、実施と結果の公表を促します。

開催方法については、ICT機器の活用を検討するよう、事業所へ情報提供などを行います。

③事業者に対する指導・監督

地域密着型サービス、基準該当サービス、介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）における介護予防相当サービスの事業者や居宅介護支援事業者及び介護予防支援事業者に対し、適切な集団指導・運営指導など、指導監督や助言を行います。その他の介護サービス事業者及び有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅についても、県と協力して適切な指導・助言などを行います。

④介護サービス相談員事業の活用

介護サービス利用者などから介護サービスの不満や疑問、要望などを聴き、サービス利用者の権利擁護、事業者のサービスの改善と質的向上につなげるため、介護サービス相談員の派遣を継続するとともに、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅への派遣を視野に、相談員の人材確保と育成を図り、派遣先の拡大についても検討を進めます。

⑤利用者の安全確保と非常時への備え

介護サービス事業所における事故発生時には、市への報告を徹底するとともに、その分析とフィードバックを通して事業所への事故防止の啓発を行います。

また、事業者に対し、市の防災計画をはじめとする防災情報を提供し、関係機関や地域住民など多様な関係者との協力・連携体制の構築など地域と連携した防災・防犯の備えを促すとともに、避難確保計画の作成を求めます。令和6年度から義務化された業務継続計画（BCP）についても、災害や感染症流行などの非常時でも介護保険事業を継続できる体制づくりが行えるよう、研修、訓練を適時実施するよう促します。

(4) 介護人材の確保及び介護現場の生産性の向上

【現状と課題】

中長期的にサービスの質の向上を図るうえでは、優良な介護人材を確保することが不可欠となっています。本市でも、県が行う各種人材確保事業の周知を行うとともに、介護職員向け講座を実施し、職員の定着を図っています。

看護人材確保事業においては、研修の開催時間を業務時間内に変更したことにより、40歳以下の受講者が増加し、子育て世代のニーズにこたえることができました。

また、介護人材定着事業においては、「入職3年目程度の初任者職員向け」と「入職10年目程度の中堅職員向け」の2種類の研修をオンライン形式で行いました。どちらの研修も、グループワークなどで知識・困りごとの共有が行われ、介護分野で働く際の不安を払拭する一助となりました。今後は受講者数を増やすために、研修の周知の方法を工夫するとともに、実施の方法についても検討を進めていく必要があります。

しかしながら、慢性的な人材不足により、介護職員を安定的に確保することが難しくなっていることから、ハラスメント対策を含む働きやすい労働環境づくりの支援や、潜在的な人材の掘り起こし、共生型サービスの活用の検討なども含め、さまざまな手段を使った介護人材の確保に取り組む必要があります。国・県と連携しつつ、市独自でも人材確保や人材育成を図るとともに、介護現場の負担軽減に向けて、国が推進しているシステムや有用なツールを普及・啓発することで、業務の改善・効率化を進めることが求められます。

【実績と目標】

	実績	見込み	目標		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・看護人材確保事業による研修受講者数(人)	1,066	1,170	1,270	1,370	1,470

※各年度末現在。受講者数の累計。

【具体的な取り組み】

①介護人材の育成

県の取り組む外国人の介護人材を含む資格取得支援や人材のマッチング、市が実施する支援事業について情報提供に努めるとともに、介護の仕事に興味を持ってもらうための啓発の実施などについては、将来の介護人材の確保を見据え、小中学校のキャリア教育の一環として、体験学習・出前講座などのアプローチを行い、介護に関する仕事のやりがいや素晴らしさを伝えます。

また、市独自で実施する介護職員定着のための研修を継続・充実させるとともに、より効果的な研修について検討します。

②業務の効率化

県と連携しながら、介護ロボット、ICTなどによる業務の効率化や会議の簡略化について、先進事例などの情報提供を図ることで、人材の有効的な活用を働きかけます。

また、市は電子申請・届出システムの早期導入に努めるほか、各種提出書類の簡略化や書類作成に関する助言を通して、事業者の文書事務の負担の軽減を図るとともに、介護保険サービス事業者連絡会などの事業所間の意見交換の場を提供することで、業務のスリム化を相互に高め合う関係づくりを支援します。

(5) 介護保険事業の適正化

【現状と課題】

介護保険事業は、被保険者から納められる保険料と国民の税金とで成り立っていることから、適切な利用が求められます。しかし、利用者が真に必要としない過剰なサービスの提供といった問題点が指摘されており、さまざまな角度から適正化を図ることが必要です。

本市でも、要介護認定の適正化、ケアプランの点検・住宅改修などの点検、縦覧点検・医療情報との突合という3つの事業に取り組み、適正化を図っています。特に、特定福祉用具購入の点検においては、購入前にケアマネジャーなどの専門職による理由書の提出を求めている、その身体状況などに照らして購入の必要性を判断しています。また、医療情報との突合・縦覧点検においては、国民健康保険団体連合会の介護給付適正化システムにより出力される給付実績などの帳票を活用し、効果的・効率的な点検を行っています。

介護保険制度を安定的に持続していくため、今後も引き続き適正化事業に取り組み、その取り組み状況について公表することが必要です。

【実績と目標】

	実績	見込み	目標		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ケアプラン点検の実施件数（件）	313	320	325	330	335

【具体的な取り組み】

①要介護認定の適正化

要介護認定の適正化を図るため、認定調査及び認定審査において内容の点検を行い、適切かつ公平な要介護認定の確保に努めるとともに、全国の保険者と比較した分析などを行うなど、要介護認定の適正化に向けた取り組みを行うとともに、要介護認定の効率化についても検討していきます。

②ケアプランの点検・住宅改修などの点検

ケアマネジャーが作成したケアプランの記載内容について、利用者の自立支援のための適切なケアプランになっているかという視点から、市の方針をケアマネジャーに伝え、適宜、点検及び支援を行うことにより、個々の利用者が真に必要なサービスを提供し、また、その状態に適合していないサービスが提供されていると判断される場合には改善を求めます。

点検を実施するにあたっては、適正化システムを活用しながら、個々のケアマネジャーのケアプラン作成傾向を分析するなど、継続的にケアプランの質の向上に努めます。

さらに、困難事例などの適否の判断が難しいケアプランについては、自立支援型地域ケア会議において取り扱うこととし、多職種の見解を取り入れた点検のしくみづくりに努めます。

住宅改修の点検については、改修工事を施工する前に工事見積書の点検を行うとともに、施工状況などを点検するなど、利用者の状態にそぐわない不適切、あるいは不要な住宅改修を防ぎます。点検にあたり、リハビリテーション専門職などが妥当性を検討できるしくみを引き続き実施します。

また、特定福祉用具販売、福祉用具貸与についても、福祉用具の必要性や利用状況などの把握に努めることで、利用者の身体の状態に応じた必要な福祉用具の利用を進め、不適切、あるいは不要な福祉用具が購入または貸与されることを防ぎます。

③縦覧点検・医療情報との突合

介護報酬の支払状況にかかる縦覧点検や医療情報との突合について、費用対効果が最も期待できることから、今後も引き続き国民健康保険団体連合会に委託し、不適正な請求があれば事業者に対して改善を促します。

また、疑義がある請求については、国民健康保険団体連合会に各種データの抽出を依頼しており、市が直接点検を行うことで引き続き適正な介護給付を行います。